

令和元年6月18日現在

機関番号：13201

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13333

研究課題名(和文)再生エネルギー等利用促進のための法的および社会的諸条件の検討 CPRsの視点から

研究課題名(英文) A Study of Legal and Social Conditions for Promoting the Use of Renewable Energy: Focus on the Perspective of CPRs

研究代表者

神山 智美 (KOHYAMA, Satomi)

富山大学・経済学部・准教授

研究者番号：00611617

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、再生可能エネルギー資源や希少な金属資源(レアアース)等という、利活用が促進されつつある天然資源の法的性質について多面的に検討し、また、コモン・プール・リソース(CPRs:共有資源)と捉えることで正義・衡平(公平)および公益性をも担保した利活用の設計を、以下の2点から標ぼうした。

- 1) 法政策からは、脱炭素化対応をはじめとするE(環境)、S(社会・人権)、G(ガバナンス)経営が求められること、近隣住民との争訟分析、FIT制度および2030エネルギーミックスの検討。
- 2) コモンズ研究からは、神戸、山梨、岐阜および北海道における地域住民を巻き込む環境配慮型の市民活動等に注目した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

再生可能エネルギー資源に係る多面的検討として、本研究が出せた成果で注目すべきものは、以下のものである。いずれも現在進行形かつ実践的なものといえる。

- 1) 法政策からは、太陽光発電事業および風力発電事業における近隣住民と事業者との訴訟リスクの検討(神山、高田)、再エネ導入および推進のための補助金制度と自治体行政のあり方検討(神山)、安全性と持続可能性に配慮したエネルギー利用のあり方検討(高田)。
- 2) コモンズ研究からは、神戸(兵庫)における森林利用(三俣)、富士山北東麓における森林利用(齋藤)、木質バイオマスに関し山梨県山中湖村における新需要把握等(齋藤等)。

研究成果の概要(英文)：This study examines the legal feature of renewable energy resources and rare metal resources, etc., whose utilization is being promoted, in a multifaceted manner. By using the concept of Common Pool Resources (CPRs: shared resources), the design of utilization that secures justice, equity (fairness) and public interest is also pointed out from the following two perspectives.

- 1) From legal policy, Requirement of ESG Investment and Management (E: environment, S: society and human rights, and G: governance) including the promotion to de-carbonization (for Low carbon society), Analysis of disputes (conflicts) with neighbors, Examination of FIT system and "2030 Energy Mix".
- 2) From the Commons research, we focus on environmental-friendly citizen activities (NPO/NGO) challenging to involve pre-existing residents into a new movement in Kobe, Yamanashi, Gifu and Hokkaido.

研究分野：環境法・行政法

キーワード：再生可能エネルギー 天然資源 コモン・プール・リソース CPRs 共有資源 コモンズ 共同所有 持続可能な利用

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

再生可能エネルギー特別措置法(2011年法律第108号)に基づき、固定価格買取制度(FIT)が2012年にスタートした。その後、再生可能エネルギー政策の抜本的見直しが行われていた。当時の日本の再生可能エネルギー電源の比率は12.2%であったが、政府はこれを22~24%にするという目標を掲げていた。2030年の電源構造についての政府の方針は、エネルギーミックスの実現とされていた(2015年6月、資源エネルギー庁)。しかし、多くの課題(デメリット)も顕在化してきていた。

さらに、2018年には、米国から日本へのシェールガス輸出が始まる見通しであった。レアアースや、生物遺伝資源、地下水といった新たにその資源性および有限性を見出したものについての議論も活発となっていたが、その利権および公益的利用のあり方についての検討は不十分であった。

2. 研究の目的

再生可能エネルギー資源や希少な金属資源(レアアース)等(以下「天然資源」という。)が注目され、利活用が促進されつつあるが、これらの利活用については、その長所短所(メリット・デメリット)およびFIT制度の動向研究外、国内研究の大部分を占めている。

本研究は、これら天然資源の法的性質を以下の視点から捉え、正義・衡平・公正および公益性を担保した利活用のための法制度設計を標ぼうすることを目的とする。

- 1) 法政策的視点: 環境行政法および国際取引法・企業法からの検討
- 2) コモンズ研究からの視点: コモン・プール・リソース(CPRs: 共有資源)からの検討

3. 研究の方法

1) 法政策的視点:

天然資源、特に太陽光発電および風力発電に係る投資状況および訴訟リスクについて、国内事例および比較法にて検討した。投資状況に関しては、現在推奨されてきているESG投資およびESG経営というものとの関連性も検証した。

また、FIT制度および2030エネルギーミックスの検討も行った。これに関しては、再生可能エネルギーのみでなく原子力発電および廃炉・放射性廃棄物の処理等という事象もあわせて勘案し、検討した。

2) コモンズ研究からの視点:

コモンズ研究からは、神戸(六甲山)、山梨(富士山山中湖)、岐阜および北海道における地域住民を巻き込む環境配慮型の市民活動等に注目した。

なお、1)2)の合同研究会を年に1度開催して、進捗報告および報告を行った。

4. 研究成果

再生可能エネルギー資源に係る多面的検討として、本研究が出せた成果で注目すべきものは、以下のものである。いずれも現在進行形かつ実践的なものといえる。

- 1) 法政策的視点からは、(1)太陽光発電事業および風力発電事業における近隣住民と事業者との訴訟リスクの検討(神山、高田)、(2)脱炭素化と再エネ促進の国際的潮流であるESG投資の確認(神山)、(3)再エネ導入および推進のための補助金制度と自治体行政のあり方検討(神山)、(4)安全性と持続可能性に配慮したエネルギー利用のあり方検討(高田)。

(1) 太陽光発電事業および風力発電事業における近隣住民と事業者との訴訟リスクの検討(神山、高田)

(招待論文)「景観保全のための住民運動のあり方を考える —環境行政法学からの一考察」神山智美、地域生活学研究7巻(2016)95-116頁(査読無)。

「環境行政法学から見た景観紛争」の視点をもって、北杜市における太陽光発電施設設置による景観破壊問題における景観保全のための住民運動、および自治体対応(行政の立ち位置および行為規範)について整理し検討した。景観は、「みんなのモノ」ではあるが、その所有形態は「他人のモノ」であることが少なくない。それを「自分たちのモノ」として大切に扱うための、地域社会における仕組みおよび仕掛け作りが求められている。特に、景観行政と地域エネルギー行政を担う自治体の方針決定のあり方(環境基本条例、景観条例および再エネ促進条例とのバランス)に注目した。自治体の姿勢および決定に、正当性をもたせ、かつ正義に合うものとし、それらによって「持続可能な発展」に寄与する方向に向かわせることによって発揮される「環境公益」の実現が、現代環境行政法の究極の目的であることも再確認した。

(雑誌論文)「風力発電事業と騒音に関する一考察 —米国判例を素材として—」神山智美、富大経済論集64(3)(2019)557-600頁(査読無)。

風力発電事業にとっては、立地(場所選定, Location)は、最大のポイントであり、各国で議論されているところである。そのため本稿では、はじめに米国における風力発電事業を概観し(1章)、米国連邦裁判所および州最高裁における風力発電と、隣人との関わりとして(主に)騒音に係る規制を整理する(2章)。ここで、騒音規制とゾーニング規制の存在がクローズアップされることから、これらに係る判例を順に検討し(3, 4章)、それらからいくばくかの検討

を行ったものである(5章)。結論の一つとして、ゾーニングには、紛争予防のための、より客観的基準と仕組みが求められる。風力発電というものを重視するとすれば、それに対して特別な保護を必要とする正当性と、法的な保護を可能な限り正確かつ狭義に策定する必要性の両方が求められる。それらのための規範の提起を試みたものである。

(雑誌論文)「太陽光発電ビジネスの現状と法的課題について —FIT 制度及びスラップ訴訟を中心に—」高田寛、明治学院大学法と経営学研究科創刊号(2019年予定)(査読無)

わが国の2030年度の電源構成(2030エネルギーミックス)では、再生可能エネルギーの比率を22~24%にするとし、その中でも太陽光発電の比率を全体の7.0%にすることを目標に掲げている。このようにわが国でも、太陽光発電は順調に普及していると言える。しかし、この普及の陰に問題が多いのも事実である。中でも、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度及び住民訴訟におけるスラップ訴訟は、今後、無視できない問題として存在する。本稿では、現在の太陽光発電ビジネスの現状を概観し、これらの法的な問題として主に、固定価格買取制度及び環境破壊と住民訴訟、特にスラップ訴訟について検討を加え、最後に今後の法的課題を考察し、若干の提言を行った。

(雑誌判例評釈)「判例評釈・環境権等に基づくメガソーラー設置差止請求事件(大分地判平成28年11月11日・LEX/DB 文献番号25544858)」神山智美(査読無)

本件は、大分県由布市湯布院町に居住したまたは旅館等の経営をする原告ら(Xら)が、被告である事業者らの太陽光発電事業計画の実施にともない、原告らの有する人格権および景観利益、ならびに営業権が侵害されると主張して、被告らに対し、それらの権利に基づき、メガソーラー設備の設置等の開発行為等の差止めを求めた事案である。本件の本質は、再生可能エネルギー事業の登壇により、土地の有効利用というキャッチワードの下で、空き地(または価値が低いとされていた土地)を市場で取引する仕組みができたことである。市場に委ねてはいけないところを守るしかけづくりとともに、市場における土地の交換の仕組みの見直しを、行わねばならないと考える。

(2) 脱炭素化と再エネ促進の国際的潮流である ESG 投資の確認(神山)

(雑誌論文)「ESG 投資に関する一考察 —エネルギー事案における日本企業の試み」神山智美、富大経済論集64(2)(2018)333-367頁(査読無)

エネルギー事案を素材とする日本企業の ESG に係る取組みを検討したものである。はじめに ESG 投資について現況を踏まえ(2章)、日本が海外で展開するエネルギー事案を事例として、E(3章)とG(4,5,6章)に注目して整理した。Gについては、その法的運用についても言及した。以上を踏まえ、若干の考察を加えた(7章)。概して日本企業は、ESG 経営および ESG 投資の視点でも優良と言えるが、気を緩めることは妥当ではない。世界の潮流の一つが ESG 経営および投資であり、特に二酸化炭素排出の多い石炭関連事業に関わる企業から投融資を引き揚げるダイベストメント(Divestment: 投資撤退)が盛んになってきているからである。

(3) 再エネ導入および推進のための補助金制度と自治体行政のあり方検討(神山)

(雑誌論文)「補助金返還訴訟に係る一考察 補助金の返還プロセスおよび返還金の負担者に関して」神山智美、富大経済論集62(2)(2016)55-100頁(査読無)

再エネ推進(本件はバイオマス事案)のための補助金返還事案をそのプロセスおよび返還金負担者に注目して分類し、問題点を抽出し検討したものである。住民訴訟においては、補助金交付の適否を争い返還請求権の行使を怠る事実の違法確認および不当利得返還請求を求めるもの、および地方公共団体が補助金返還をしたことに対して不当・違法である等として訴えるものを扱った。また、まれな事例である機関間の訴訟もとりあげ、補助金を国 県 市町 事業者という構図で交付している事例に係る問題点等を論じた。問題点の一つとして、バイオマス発電施設の増加のための国の補助金制度は、制度として機能しない側面をいくつか有しており、事業破たん全ての事業者の責任というわけではないことを論じた。

(4) 安全性と持続可能性に配慮したエネルギー利用のあり方検討(高田)

(雑誌論文)「2030 エネルギーミックスにおける政策及び法的課題について —再エネ及び原発を中心に—」高田寛、企業法学研究2018第7巻2号(2019)1-29頁(査読有)

わが国の2030年における長期エネルギー需給見通しである「2030エネルギーミックス」に関し、再生可能エネルギー及び原子力発電による電力供給を中心に、わが国の長期エネルギー政策のあり方について、エネルギー基本計画を検証し、それを実現する再エネ特措法(FIT法)及び固定価格買取制度(FIT制度)の問題点を洗い出し、「再エネ賦課金」の制度の限界について考察した。また、近時の原子力発電の問題点を考察し、わが国のエネルギー政策の評価・検討することにより、「2030エネルギーミックス」におけるエネルギーの政策及び法的課題に関する若干の提言を行った。

- 2) コモンズ研究からは、(1)神戸(兵庫)における森林利用(三俣)、(2)富士山北東麓における森林利用(齋藤)、(3)木質バイオマスに関し山梨県山中湖村における薪需要把握等(齋藤等)、(4)木質バイオマスに関し北海道における薪著達を通じた森林管理(齋藤)。

(1) 神戸（兵庫）における森林利用（三俣）

（書籍）「第 8 章 都市における学校林利用の実態と課題（139-158 頁）」「終章 都市近郊林を活かす三つのチャンネル（237-245 頁）」三俣学、三俣学 = 新澤秀則編著『都市と森林』（2017）晃洋書房。

第 8 章は、兵庫県と神戸市の学校林から、神戸市下にあるにある五つの学校林の利用と管理実体を検証したものである。「教職員の森林に関する知識」の不十分さが問題として指摘されている。そのため、地縁組織、NPO 等から支援が必要とされている。終章は、都市近郊林の価値を引き出し活かす方策が論じられている。森林の機能は多様であるが、「市場価値」「非市場価値」に加え「新しい公共」を形成する多様な主体を連携させる土壌（プラットフォーム）としても機能するのではないかという考察が興味深い。

(2) 富士山北東麓における森林利用（齋藤）

（雑誌論文）「富士山北面における生業の展開と保護地域制度」齋藤暖生、国立民俗博物館研究報告 215 集（2019）9-32 頁（査読有）。

本研究は、富士山北斜面にて行われてきた生業について、特に採取活動の実態を通時的に明らかにし、これが国立公園制度といかなる関係を持ってきたかを検討した。この地域では、近世から富士山の高山帯に至るまでの広大な山野を背景とした生業活動が繰り返られていた。近世より継続されてきた富士山入会地での資源採取は、入会地の地盤が国有、皇室有、県有と変わる中で、管理の仕組みが精緻化し、特に今に続く入山鑑札制度として基盤が確立した。富士山の国立公園指定により、入会地のほぼ全域が国立公園の区域に包含されたが、各入会組合は依然として入山鑑札を発行し、高山帯であっても人々の採取を容認している。これを可能にするものとして、現行法である自然公園法により特別保護地区が新設される際に、厚生省と農林省間で交わされた覚書で、区域設定前からの慣行は着手行為として規制の対象外とする了解事項が存在する。一方で、入会組合と国立公園管理者の間での情報共有は行われておらず、将来的には、対立が引き起こされる可能性が指摘できる。

(3) 木質バイオマスに関し山梨県山中湖村における薪需要把握等（齋藤等）

（雑誌論文）「山梨県山中湖村における薪需要把握—煙突等の目視調査、アンケート調査、薪原木販売実験—」齋藤暖生・藤原章雄・村瀬一隆・西山教雄・笠原琢志・浅野友子、演習林 59 巻（2017）187-205 頁（査読無）。

煙突・薪備蓄の目視踏査、アンケート調査、薪原木販売実験と一連の調査・実験によって、富士癒しの森研究所周辺の全村的な薪需要が定量的・定性的に把握できた。当地は別荘地でもあり、従前からの居住者、別荘地所有者、短期間滞在者（都市住民）等があり、また居宅も「飾り煙突」を有するもの（実用向きの煙突ではない）もある。こうした薪の多様なニーズを前提として、実態調査は、各グループへの今後の供給方法にもつながり、その意義は決して小さくはない。

(4) 木質バイオマスに関し北海道における薪著達を通じた森林管理（齋藤）

（書籍）「第 4 章 人と森の生態系の未来 4.3 広がる森のステークホルダー (5) 供給サーピスをめぐる新たな輪：森の恵みを享受する新たな仕組み b. 牧の調達を通じた森林環境の整備」鈴木牧・齋藤暖生・西廣淳・宮下直=西廣淳監修『人と自然のダイナミズム 2. 森』（2019 印刷中）朝倉出版。

北海道苫小牧市および周辺自治体に広がる勇払原野を大規模な工業団地とする計画が着手された。この開発計画では、一部を緑地として保全し、働く人々にとっての憩いの場とすることが計画された。この工業団地の管理会社が取得した一帯の土地には原野と山林が含まれていた。サンリンは、薪炭林として使われてきた。この管理会社は緑地計画に携わり、広葉樹二次林を適度に間伐しながら緑地環境の改善を試みてきた専門家を中心に、2010 年に NPO 環境コモンズが創設された。この NPO は、薪の調達を通じた、そして地域と都市住民をも巻き込んだ形の森林利用・管理の仕組みを成立させてきていることが確認できた。

5. 主な発表論文等（上記 4. で紹介したものは除く。）

〔雑誌論文〕（計 13 件）

「原子力発電再稼働をめぐる安全性に対する司法審査の限界」高田寛、明治学院大学法学研究 107 号（2019 予定）（査読無）。

（雑誌論文）「原子力発電所の廃炉と放射性廃棄物の処分の法的課題」高田寛、明治学院大学法律科学年報 35 号（2019 年予定）（査読無）。

「富士山北東麓の生態と生業 地域環境の限界と可能性」齋藤暖生、静岡県民俗学会誌 31・32 号（2018）1-10 頁（査読無）。

「排出枠取引をめぐる各国の法制度と今後の課題」神山智美、国際商事法務（IBL）45（6）（2017）830-835 頁（査読無）。

〔学会発表〕(計9件)

(学会報告)「林野における資源採取の衰退・消滅と法制度に関する試論」齋藤暖生、第129回日本森林学会大会(2018)。

(学会報告)「2030 エネルギーミックスにおける政策及び法的課題について 再エネ及び原発を中心に」高田寛、企業法学会(2018)。

(学会報告)「イングランドにおける自然アクセス活動の実態と規範 Epping Forest と Cleeve Common におけるアンケート調査から」齋藤暖生・三俣学・POWELL, John、林業経済学会2018年秋季大会(2018)。

(学会報告)「山中湖村で取り組み始めた森活で健康プロジェクトの紹介」藤原章雄・齋藤暖生・竹内啓恵、森林保健学会第8回学術総会(2018)。

(学会報告)「山中湖で暮らす地域住民の「森林と健康」に関する意識調査」竹内啓恵・藤原章雄・齋藤暖生・高山範理・森田恵美、第130回日本森林学会大会(2018)。

(招待講演)「米国海外腐敗行為防止法(FCPA)の適用について —発電所設備に係る不正(インドネシア): 美国反海外反貪腐行為法的適用 - 以印尼発電所設備貪腐を中心」神山智美、2017 新興国家反貪腐立法趨勢學術検討會(「新興国における腐敗防止と法」學術シンポジウム) 主催: 玄奘大學社会科学院法律學系(台湾)・國際取引法学会(日本) 後援: 誠正聯合會計師事務所(PWC)・GBL 研究所 (玄奘大學善道活動中心聖印廳(台湾))(2017)。

(招待講演)「グローバル企業における海外腐敗行為 ナイジェリア事件再考」高田寛、2017 新興国家反貪腐立法趨勢學術検討會(「新興国における腐敗防止と法」學術シンポジウム) 主催: 玄奘大學社会科学院法律學系(台湾)・國際取引法学会(日本) 後援: 誠正聯合會計師事務所(PWC)・GBL 研究所 (玄奘大學善道活動中心聖印廳(台湾))(2017)。

(招待講演)「Climate Change Mitigation Regulation and Adaptation Measures in Japan (気候変動の緩和と適応・日本の対応)」(英語講演) KOHYAMA Satomi、International Cooperation Forum on Low Carbon City and Climate Change Impact (National I-Lan University、Yilan County、Taiwan 於 国立宜蘭大学(台湾)) Organized by Environmental Protection Bureau、Hualien County (主催: 花蓮縣環境保護局(台湾))(2017)。

(シンポジウム講演)「アクセス権研究から見た論点」三俣学、六甲山シンポ(2017)。

〔図書〕(計2件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名: 三俣 学

ローマ字氏名: MITSUMATA Gaku

所属研究機関名: 兵庫県立大学

部局名: 経済学部

職名: 教授

研究者番号(8桁): 10382251

研究分担者氏名: 齋藤 暖生

ローマ字氏名: SAITO Haruo

所属研究機関名: 東京大学

部局名: 大学院農学生命科学研究科(農学部)

職名: 助教

研究者番号(8桁): 10450214

研究分担者氏名: 高田 寛

ローマ字氏名: TAKADA Hiroshi

所属研究機関名: 明治学院大学

部局名: 法学部

職名：教授

研究者番号(8桁): 20773378

(2)研究協力者 なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。